

被災農業者特別利子助成事業

対策のポイント

平成25年6月から8月までの間の梅雨期等における豪雨等、平成25年台風第18号における暴風雨及び豪雨、平成25年度の大雪により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な立ち直りに必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景／課題>

平成25年6月8日から8月9日までの間の梅雨期等における豪雨等、平成25年9月15日から同月17日までの間の台風第18号における暴風雨及び豪雨、平成25年度の大雪により被害を受けた農業者等の農業経営の早急な立ち直りを支援するため、経営再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

平成25年度において1に掲げる被災農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

- ① 平成25年6月8日から8月9日までの間の梅雨期等における豪雨及び暴風雨の影響を受けた災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ② 平成25年9月15日から同月17日までの間の台風第18号における暴風雨及び豪雨の影響を受けた災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ③ 平成25年度の大雪の影響を受けた災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 借入条件等

(1) 対象資金

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ③ 経営体育成強化資金
- ④ 農林漁業施設資金
- ⑤ 農業基盤整備資金
- ⑥ 農業近代化資金

※スーパーL資金及び経営体育成強化資金の負債整理関係資金については対象外。

(2) 金利負担軽減幅

最大2%の引下げ（国の利子助成により貸付当初5年間実質無利子化）

(3) 利子助成期間

貸付当初5年間

3. 事業実施主体

（公財）農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

[お問い合わせ先： 経営局金融調整課 （03-6744-2165）]

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
- ③ 認定就農者
- ④ 集落営農組織

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害
- ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)
- ③ 原料・資材供給等の国際環境の変化(原油高騰や家畜飼料等の高騰による一時的な経営の悪化等)
- ④ 食の安全・安心への関心を背景とする風評被害(BSE、鳥インフルエンザ、O-157、ダイオキシン汚染等による価格下落、売上減少等)
- ⑤ 生産物の取引先や金融機関の破綻等(大手取引先の破綻による売掛金の回収不能等)

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

- (3) 借入金利：借入期間に応じて、0.40～0.55%（平成26年2月20日現在）

- (4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内) **貸付当初5年間無利子化**

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
- 沖縄公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの信用農協連合会 など

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の使途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経費用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

(2) 借入限度額：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
：法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 借入金利：借入期間に応じて0.40～0.90%（平成26年2月20日現在）

(4) 償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

貸付当初5年間
無利子化

(5) その他：「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%）により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。（平成25年度融資枠：1000億円）

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類（※）を提出（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と併せて償還負担の軽減に必要な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

農業を営む者（主業農業者^(※)、認定就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）

※ 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

2. 借入条件

(1) 資金使途

①前向き投資資金

- ・ 農地等の取得・改良・造成
 - ・ 農地等の賃借権及び権利金等
 - ・ 農機具、運搬用器具その他の施設の賃借権の取得（※1）
 - ・ 果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・ 家畜の購入又は育成
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・ 農薬費その他の長期運転資金（※2）
 - ・ 集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金
- （注）※1のうちその他の施設の賃借権の取得及び※2については集落営農組織に限る。

②償還負担軽減資金

- ・ 制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・ 既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金

- ・ 農薬費その他の長期運転資金

(2) 借入限度額・償還期限・借入金利（借入金利は平成26年2月20日現在）

資金名	[限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額	償還期限	借入金利
① 前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 [据置3年以内 果樹は10年以内]	0.9%
② 償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円～2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③ 事業再生支援資金	負担額の80%		

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄公庫)

貸付当初5年間無利子化

4. 利用方法

融資を申し込まれる方は、最寄りの(株)日本政策金融公庫等に、必要書類(※)を提出

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など

農林漁業施設資金（災害復旧）の概要

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）が融通。

1 貸付対象者の要件

- (1) 農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

- (1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）
果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用
- (2) 個人施設（主務大臣指定施設）
農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用
- (3) 共同利用施設
農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

3 貸付条件

- (1) 利率 貸付期間に応じて年 0.40%～0.85%
(果樹、共同利用施設は年 0.40%～0.90%)
(平成26年2月20日現在)
- (2) 償還期限 15年（うち据置期間3年）以内
(果樹は25年（うち据置期間10年）以内、
共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内)
- (3) 貸付限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、
漁船1,000万円）のいずれか低い額
(共同利用施設は負担額の80%)

貸付当初5年間無利子化

農業基盤整備資金（基盤の復旧）の概要

災害によって流失、埋没した施設等の復旧に要するための費用を株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）が融通。

1 貸付対象者の要件

農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融通することにより、その経営の基盤を安定させるために必要な次に掲げる資金

(1) 農地関係

かんがい排水、ほ場、農道、農地及びその他施設の復旧に要する費用

(2) 牧野関係

牧野、牧道等の復旧に要する費用

貸付当初5年間無利子化

3 貸付条件

(1) 利率 貸付期間に応じて年 0.40～0.90%
(平成26年2月20日現在)

(2) 償還期限 25年（うち据置期間10年）以内

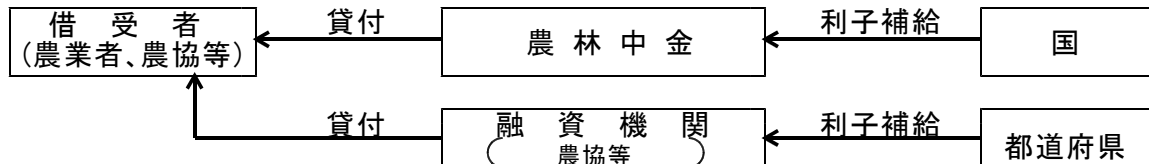
(3) 貸付限度額 貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づき昭和36年に創設）



1. 借入対象者

- ① 農業を営む者（認定農業者※1、認定就農者、主業農業者※2、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

※2 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

- ② 農協、農協連合会

- ③ ①～②及び地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- ・ 乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

貸付当初5年間無利子化

- (2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円
：農協等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）
- (3) 借入金利：0.90%（平成26年2月20日現在）
- (4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- (5) 融資率：原則80%以内

※1 認定農業者に対する特例： 貸付限度額が個人1,800万円（法人3,600万円）までに限り、実質金利は償還期限に応じて0.40%～0.85%、融資率100%以内が適用。

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。



25 経営第 3464 号
平成 26 年 3 月 3 日

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 細川 興一 殿

農林水産省経営局長

大雪による被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通等について

今般の大雪により、農業用ハウス等の営農施設や果樹等の被害が報告されていますが、営農再開のためには早急な復旧が必要であり、そのための被災農林漁業者等に対する円滑な資金融通が極めて重要です。

先般、「今冬期の大雪による被災農林漁業者等への農業共済制度及び災害復旧資金の迅速・的確な対応について」（平成 26 年 2 月 17 日 25 経営第 3305 号）により、被災農林漁業者等に対する円滑な資金融通等について特段の御配慮をいただくようお願いしているところですが、被災農林漁業者等の中には、既往債務を抱える者も少なくなく、これらの者の再建を図っていくためには、既往債務の負担軽減と新たな投資への対応について、特に、個々の状況に応じたきめ細やかな配慮が求められるところです。

つきましては、

- (1) 既往の債務については、農業用ハウス等が再建し、収入が回復するまでに要する期間を見込んで償還を猶予することや、当面の支払を金利のみとすること、据置期間を延長すること等、状況に応じて最大限弾力的に償還条件の見直しを行うこと
- (2) 新規の融資については、償還期間・据置期間を最大限長く設定するなど、被災農林漁業者等が将来に見通しを持って取り組めるよう貸付けに当たって十分に配慮すること

等の対応も御検討いただき、農林漁業者等の円滑な再建に向けできる限りの対応を講じていただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

写

25 経営第3385号
平成26年3月3日

アグリビジネス投資育成株式会社
代表執行役 北原 克彦 殿

農林水産省 経営局長

大雪による被災農業法人に対する出資について

貴社におかれては、日頃より、農業法人に対する投資育成に御尽力いただいているものと承知していますが、今般の大雪により、農業法人にも多大な被害が生じています。

被災した農業法人が経営の再建に必要な資金を確保する際、施設等の再建後収益を回復するまでの期間が長い場合には、融資より出資の方が適切な場合が多いと考えられます。

貴社におかれましては、被災農業法人の置かれた状況を十分に踏まえ、出資を適切に行っていただくとともに、その際の出資条件等についても極力柔軟な対応を行っていただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成25年11月以降の大雪)

【26年度及び25年度補正予算との合計5, 229百万円の内数】

対策のポイント

平成25年11月以降の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

今冬の大雪による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

今冬の大雪による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊したハウス等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2 支援対象

以下に掲げる取組を対象とする。

- (1) 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- (4) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去

3 事業実施主体

市町村

4 補助率

<2の(1)～(3)>

再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる。

残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる。

これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する。

(地方公共団体の補助が4/10となった場合には、農業者の負担は1/10となる。)

<2の(4)>

農業者負担のないよう定額助成（地方負担を含めて10/10相当）とする。

地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助。

地方公共団体には特別交付税措置（地方公共団体の負担分の8割）を講ずる。

定額助成の単価は以下のとおりとする（①～③については、撤去を行うために実際に支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払額とする。）。)

① 被覆材がガラスのハウス 1,200円/㎡

② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880円/㎡

③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス（自力撤去以外）

290円/㎡

④ ③と同じハウス（自力撤去）

110円/㎡

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

倒壊した農業用ハウス等の撤去等について

1 環境省の災害等廃棄物処理事業

- 市町村が事業実施主体となって実施
- 市町村事業なので農業者の負担なし
- 市町村管内の大雪により発生した廃棄物について収集・運搬・処分
- 農業用ハウス等の撤去を含む一連の処理も対象

2 農林水産省の被災農業者向け経営体育成支援事業

- 被災農業者が、経営を再開するに際して、1の事業に先行して、撤去・運搬・処分を行う必要がある場合に、農業者が実施主体となって実施
- 農業者の負担のないように助成
- 経営体を支援するという事業の性質上、被災農業者が経営を再開しない場合は、事業の対象とならない

【環境省】災害等廃棄物処理事業

1 事業のポイント

- 市町村が事業実施主体となって実施
- 市町村事業なので農業者の負担なし
- 市町村管内の大雪により発生した廃棄物について収集・運搬・処分
- 農業用ハウス等の撤去を含む一連の処理も対象

2 事業の概要

【事業内容】

災害により発生した廃棄物を生活環境保全上の観点から行う収集（撤去を含む）・運搬・処分

【実施主体】

市町村（一部事務組合を含む）

【補助率】

1 / 2（地方負担分 1 / 2 に対して80%まで特別交付税措置）

【採択要件】

- ① 1 市町村の事業費が40万円以上（指定都市は80万円以上）
- ② 積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1 m以上
- ③ ②に関わらず、最大積雪深が、過去の観測史上類を見ない程度に観測され、相当程度の被害が生じていること

【農林水産省】被災農業者向け経営体育成支援事業 (撤去部分)

1 事業のポイント

- 被災農業者が、経営を再開するに際して、1の事業に先行して、撤去・運搬・処分を行う必要がある場合に、農業者が実施主体となって実施
- 農業者の負担のないように助成
- 経営体を支援するという事業の性質上、被災農業者が経営を再開しない場合は、事業の対象とならない

2 事業の概要

【事業内容】

倒壊した農業用ハウス・棚等の撤去・運搬・処分に要する経費を支援

【助成対象者】

経営を再開しようとする被災農業者

【補助率】

農業者負担のないよう定額助成（地方負担を含めて10/10相当）とする

（ 地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助
地方公共団体には特別交付税措置（地方公共団体の負担分の8割）を講ずる ）

【採択要件】

- ① 今冬の豪雪により被災し、市町村から被災証明書の交付を受けていること
- ② 被災農業者が経営を再開しようとしていること

強い農業づくり交付金（雪害対応）

【26年度予算23,385百万円のうち優先枠2,000百万円】

対策のポイント

平成25年11月以降の雪害を受けた産地に対し、別枠で共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成25年11月以降の大雪により、選果場等の共同利用施設も大きな被害を受けたところ。
- ・雪害を受けた産地が安心して整備計画を作成できるよう、共同利用施設の整備を支援する強い農業づくり交付金において別枠で優先的に支援することが必要です。

政策目標

被災産地における農業生産の復興を目指す（農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること）

<主な内容>

雪害被災産地の競争力強化

今般の雪害を受けた産地における農業生産回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等の費用も特例的に支援します。

（交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等）

【お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）】

強い農業づくり交付金（雪害対応）の運用

	通常の強い農業づくり交付金	今回の雪害対応の運用
対象地域	・ 全ての地域	・ 平成25年11月以降に雪害を受けた地域
支援対象者	・ 受益農家、事業参加農家ともに原則5戸以上必要	・ 左記に加え、受益農家が5戸以上であれば事業参加農家が5戸未満の農業法人等も支援対象
対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設の整備 ・ 解体等の費用は原則対象外 { <ul style="list-style-type: none"> 牛乳工場、でん粉工場の再編合理化に伴い、解体等を行う場合のみ対象 } 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設の整備 ・ 解体等の費用も対象 { <ul style="list-style-type: none"> 施設の種類の再編合理化の有無を問わず対象 }
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設の整備に係る費用は1/2以内、4/10以内、1/3以内等 ・ 解体等の費用は1/3以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設の整備に係る費用は全て1/2以内 ・ 解体等の費用は1/3以内 ただし、施設の統合等の場合は1/2以内に嵩上げ
上限事業費	・ 施設の種類の毎に設定	・ 設定しない
成果目標	・ 高品質化、低コスト化など、一定程度高い目標を設定することが必要	・ 農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること

果樹産地再生支援対策

【26年度予算6,918百万円の内数】

対策のポイント

この冬の大雪による果樹産地の被害に対応し、優良品目・品種への転換に向けた改植及び未収益期間に対する支援に加え、改植に伴う果樹棚等の設置に必要な資材導入等を支援します。

<背景／課題>

永年性作物である果樹は、価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、改植が進まない状況となっています。

また、この冬の大雪により、果樹産地は大きな被害を受けています。

政策目標

大雪により被害を受けた果樹産地の速やかな再生

<主な内容>

○ 果樹における改植及び未収益期間対策

- (1) 果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換、高品質化を加速するため、改植及び未収益期間に対する支援を行います。
- (2) この冬の大雪による被害に対応し、改植及び未収益期間に対する支援に加え、被害果樹の改植に伴う果樹棚やトレリス（わい化栽培用の支柱等）の設置に必要な資材導入等の支援等により、産地の実情に応じた運用改善を図ります。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：（公財）中央果実協会

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-3502-5957）]

被害果樹園の再生を支援します。

この冬の大雪による被害を受けた果樹園を再生する際の改植と、あわせて行う果樹棚やトレリス（わい化栽培用の支柱等）の設置に必要な資材導入等に要する経費や、改植に伴う未収益期間に必要な経費に対して支援します。

具体的な支援の内容

以下の①～③の経費に対する支援を行います。

<① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等の経費>

- ・ 1 / 2（ぶどう、もも、なし等）
- ・ 32万円 / 10a（りんごわい化栽培）
- ・ 16万円 / 10a（りんご普通栽培）
- ・ 22万円 / 10a（みかん）

② 果樹棚やトレリス（わい化栽培用の支柱等）の設置に必要な資材導入等に要する経費

【この冬の大雪による被害に対応した特例措置】

- ・ 1 / 2（改植と一体的に整備）

<③ 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等の経費>

- ・ 5万円 / 10a × 改植の翌年から4年分

※ 面積単価 × 支援年数（20万円 / 10a）を初年度に一括交付

【ぶどう農家さんの場合】

<①改植への支援>

20万円 / 10a 程度
（補助率 1 / 2）



追加！

<②果樹棚への支援>

60万円 / 10a 程度
（補助率 1 / 2）



<③未収益期間への支援>

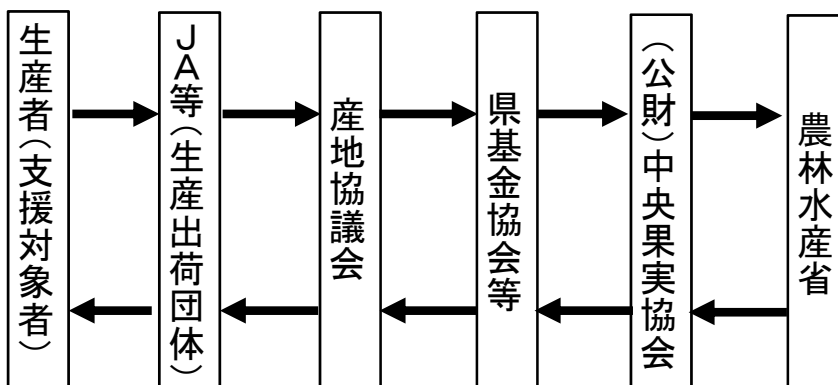
20万円 / 10a



改植関係全体で、
10a当たり **100万円程度（① + ② + ③）の支援が可能です！**

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



※ 大雪による被害を受けている場合は、事業申請の随時受付、優先的な交付決定の手続きをとりますので、お気軽にご相談下さい。

○ぶどうの果樹棚



○りんごのトレリス（わい化栽培用）



お問い合わせ先

農林水産省生産局園芸作物課需給調整第2班 TEL:03-3502-5957

公益財団法人中央果実協会指導部 TEL:03-3586-1381

農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修）【26年度予算 66億円の内数】

- 新たな農業の担い手として果たす役割がより重要となってくる農業法人等において、その職員等を次世代の経営者として育成していくため、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修）において、先進的な農業法人や異業種の法人での現場実践研修の取組を支援。**一般の豪雪による被災農業法人等が、従業員を本事業を活用して研修に派遣する場合には、同時に複数名の派遣が可能。**

他の農業法人・異業種の法人でのJT研修を支援

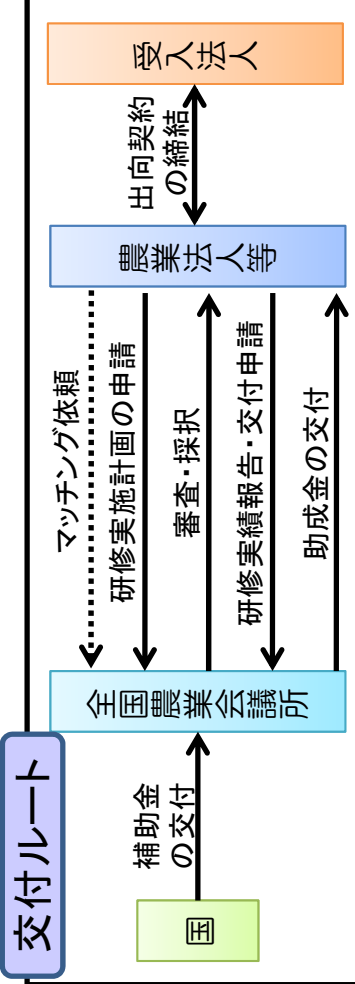
- ◇ 農業法人等が、その職員等を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成。

・支援単価：**月最大10万円**

- ・代替職員の賃金（1人分に限る）
- ・研修に係る経費※
- ※ 転居費、住居費、通勤に係る交通費、**受入法人に支払う研修負担金**など

・支援期間：**最短3ヶ月～最長2年間**

・随時募集



＜派遣元法人等の主な要件＞

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、家族経営、農業サービス事業体等）であること
- 2 派遣する職員を正職員として雇用していて、研修終了後約1年以内に役員又は経営に参画する部門責任者等※経営の中核を担う役職に登用することを確約していること（家族経営の場合は、経営を継承すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することとを確約していること） **※現場の責任者への登用も可**

＜受入法人の主な要件＞

次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるため実践的な研修を行えること

- ※ 派遣元農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、派遣元農業法人等と協議の上、受入研修生を雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること

＜派遣職員に関する主な要件＞

- 1 派遣元農業法人等の役員並びに正社員等（代表者は除く）又は家族経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- 2 原則55歳未満の者であること
- 3 研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う意欲を有していること

返還

派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用しない場合

野菜、水稻等の種苗の緊急確保対策 (大豆・麦等生産体制緊急整備事業の特例措置)

対策のポイント

平成24年度補正事業「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」の特例措置として助成対象作物の拡大等を行い、豪雪被災地域で必要な野菜、水稻等の種苗を生産・供給する取組を支援します。

<現行事業の内容>

平成24年度補正予算で措置した基金事業「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」では、地域における大豆・麦の生産拡大を図るために必要となる場合、水稻等の育苗ハウスの資材の購入費等に活用することが可能です。

<特例措置の内容>

今冬の豪雪により被害を受けた地域において、野菜、水稻等の種苗が不足する場合には、作付時期までに種苗を緊急に確保する必要があります。

このため、被災地域での26年産の営農に必要な野菜、水稻等の種苗を生産・供給する取組については、大豆・麦等生産体制緊急整備事業の特例措置により、野菜、水稻等単独でも助成対象とします。

<支援の対象となる主な取組>

①被災地域で必要な種苗を確保するための種苗生産能力の回復・増強

- ・育苗ハウスの復旧・増設を行うための被覆資材、骨材等の資材費
- ・育苗能力を増強するための育苗箱等の資材費、苗代の地代等
- ・その他、被災地域への種苗供給に要する経費

②被災地域への種苗の融通

- ・種苗を被災地域へ運ぶための輸送費
- ・その他、被災地域への種苗供給に要する経費

補助率：定額（10/10以内）
事業実施主体：都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会

お問い合わせ先：生産局 穀物課（03-3502-5965）
園芸作物課（03-6738-7423）



25生産第3206号
平成26年2月24日

農業用ビニールハウス・
パイプメーカー 5社 宛

農林水産省生産局農産部技術普及課長

積雪による被害復旧に向けたハウス用資材（骨材）の供給確保について

今般、関東地域を中心に記録的な大雪に見舞われ、各地において施設園芸用ハウス等の倒壊など甚大な被害が発生しているところです。これにより農業生産活動に大きな支障が出ているほか、農産物の供給量の減少等の影響が懸念されており、施設園芸用ハウス等の早急な復旧が必要となっているところです。

しかしながら、今般の大雪による被害は広範囲にわたっており、また倒壊等の被害を受けたハウスが非常に多いことから、ハウス用資材（骨材）が供給不足になる懸念が生じているところです。

つきましては、ハウス用の資材（骨材）の円滑な供給について、御協力いただけますようお願いいたします。

被災した畜産農家の経営安定

対策のポイント

今般の大雪により被害を受けた畜産農家が、今後も意欲を持って経営を継続していけるよう、経営安定のための支援を行います。

<背景/課題>

- ・今般の大雪により、畜舎の倒壊や生乳の廃棄など、畜産農家も大きな被害を受けたところで
- ・被災した畜産農家が、今後も意欲を持って経営を継続していけるよう、経営安定のための支援を図ることが必要です。

政策目標

被災した畜産農家の経営の継続

<主な内容>

(1) 酪農

雪害により生乳廃棄を余儀なくされた都府県及び北海道の酪農経営体に対し、次の支援を実施。

- <具体的な補助対象>
- ・初妊牛の導入支援：1頭当たり5万円
 - ・性別別受精卵移植への補助：10万円が上限
(酪農生産基盤維持緊急支援事業)

(2) 肉用牛

- ① 粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）において、被災した畜産農家の生産者積立金の免除等の特例措置を実施。

(参考) 生産者積立金：肉専用種18,000円/頭、交雑種30,000円/頭、乳用種25,000円/頭

- ② 被災した畜産農家が行う、繁殖雌牛の増頭を支援（1頭当たり8万円又は10万円）。（肉用牛経営安定対策補完事業のうち中核的担い手への増頭支援）

(3) 養豚

- ① 粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する養豚経営安定対策事業において、被災した畜産農家の生産者積立金の免除の特例措置を実施。

(参考) 生産者積立金：1,000円/頭

- ② 被災した畜産農家が行う、肉豚生産の母豚になる交雑種雌豚の導入を支援（生体1頭当たり10万円が上限）。（養豚経営安定対策補完事業）

お問い合わせ先：

- | | | |
|---------------|-----------|----------------|
| (1) | 生産局牛乳乳製品課 | (03-3502-5988) |
| (2) ①と②、(3) ① | 生産局畜産企画課 | (03-3502-0874) |
| (3) ② | 生産局畜産振興課 | (03-3591-3656) |